

岩手県告示第212号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深（以下「洪水浸水想定区域等」という。）を定めた。

なお、洪水浸水想定区域等を示す図面は、岩手県県土整備部河川課及び沿岸広域振興局土木部岩泉土木センターに備えておいて縦覧に供する。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 水系名 小本川
- 2 河川名 長内川、長内川放水路